

辞退権・選出方法について

木津川市立城山台小学校 P T A

本部役員選出

前年度の1～5年より
3学期に選出
各学年の定員1名

学級委員選出

新年度の各学級より
4月に選出
各学級の定員1名

地域

地域委員

↑ 前年度に選出

その年度について、地域委員と学級委員は
兼任しなくてよい。ただし本人の申し出が
ある場合はこの限りではない。

その子について学級委員の辞退権を得る

学級委員 (1名)

学級長委員
(6年生)

文化保育委員又は広報委員
(1～5年生)

※どちらの委員会に所属するかは、
おおむね委員の希望により決定

学級長委員会

文化保育委員会

広報委員会

すべての子について本部役員・学級委員の辞退権を得る

本部役員
5名

学級長委員会
委員長
1名

文化保育委員会
委員長
1名

広報委員会
委員長
1名